2026年2月9日

各 位

会 社 名　日本紙パルプ商事株式会社
代表者名　代表取締役社長 社長執行役員
渡 辺　昭 彦
（コード番号8032　東証プライム）
問合せ先　執 行 役 員 管 理 本 部 本 部 長
藤井　賢一郎
TEL：03-3534-8522

取締役・監査役・執行役員に対する
自社株式取得を目的とした金銭報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役・監査役・執行役員に対する自社株式取得を目的とした新たな金銭報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度に基づき当社取締役及び監査役に支給される金銭報酬は、2011年6月29日開催の第149回定時株主総会で決議済みの報酬総額の範囲内とします。

記

１．本制度導入の目的

本制度は、取締役・監査役・執行役員の自社株式保有を促進し、株主との価値共有を図るとともに、報酬と業績目標の達成及び“人材に関するKPI”目標の達成を連動させることにより、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的としています。

本制度は、当社が対象者に対して金銭報酬を支給し、対象者が当該金銭報酬の全額を持株会に拠出し自社株式を取得する仕組みとすることで、実質的に株式として支給する報酬となります。

２．本制度の対象者

本制度の対象者は、以下の通りです。

・当社取締役（社外取締役を含む）
・当社監査役（社外監査役を含む）
・当社執行役員

※社外取締役及び監査役（社外監査役を含む）は、業績条件は付けず、固定報酬とします。

３．制度の仕組み

3-1. 報酬額の決定方法（取締役（社外取締役を除く）・執行役員）

本制度に基づき支給される金銭報酬額は、以下の要素を勘案して決定します。

①業績目標を達成した場合に支給する報酬額

業績目標とする連結経常利益の目標達成を当該報酬支給の必要十分条件とし、毎年５月に決算短信にて公表した通期の連結経常利益予想値（中期経営計画の最終年度においては中期経営計画策定時に目標として設定した中期経営計画最終年度連結経常利益）を達成した場合に支給します。

②“人材に関するKPI”目標の達成度合に応じて加算・減算する報酬額

①に定める業績目標の達成により、①の報酬支給が確定した場合に限り、“人材に関するKPI”目標の達成度合に応じて評価し、①の報酬額に加算・減算します。

評価の方法は、中期経営計画 2026 において“人材に関する KPI”目標として定めた以下の６項目各々に関して、前年度より改善・向上した場合は加算、悪化・後退した場合は減算します。

- 男性育児休業等取得率（100%）
- 従業員ｴﾝｹﾞｰｼﾞﾒﾝﾄﾚｰﾃｨﾝｸﾞ（BBB以上）
- 教育研修費(2023年度比３倍以上)
- 有給休暇取得率（80%以上）
- 月平均残業時間（10時間以下）
- 総合職採用における女性比率（30%以上）

③特別支給報酬額（取締役兼務者を除く執行役員）

業績目標とする連結経常利益目標の達成・未達成にかかわらず、対象とする年度において特別に業績貢献度の高かった執行役員（取締役兼務者を除く）に対して、一定限度額の範囲内で特別支給することを代表取締役社長に一任します。

3-2. 報酬額の算出方法

「①業績目標を達成した場合に支給する報酬額」の支給が確定した場合、当該報酬額に②及び③を勘案の上、本制度における報酬額（月額）を算出します。

①を支給しない場合で③の支給が確定した場合は、本制度における報酬額（月額）は③のみとします。

但し、２．で記載の通り、社外取締役及び監査役（社外監査役を含む）は、業績に関わらず固定報酬とします。

3-3. 報酬の支給方法及び持株会への拠出

取締役・監査役・上席以上の執行役員については、3-2で算出した報酬額（月額）を、７月から翌年６月までの月次報酬に加算して支給します。対象者は同額を毎月当社役員持株会に拠出し、当持株会を通じて当社普通株式を取得します。

従業員身分の執行役員については、3-2で算出した報酬額（月額）を年額に換算の上、金銭報酬債権として支給します。2025年２月10日に開示した「従業員持株会向け業績条件型譲渡制限付株式インセンティブ制度」を活用し、当社従業員持株会を通じて譲渡制限を付した当社普通株式を取得します。

４．その他

- 役員持株会から引き出した株式は、在任中及び退任後一年間継続して保有することとします。
- 本制度に基づき支給する報酬のうち、取締役（社外取締役を除く）及び上席以上の執行役員に対する報酬については、重大な会計上の誤りや不正行為など一定の事由が生じた場合は、取締役会の決議により、未支給分の報酬の減額・不支給（マルス）及び既支給分の返還請求（クローバック）を行うことができるものとします。

５．導入時期

本制度は、2026年７月支給分から適用する予定です。

以上